

種畜所有者の皆様へ（馬）

平成24年4月1日から等級判定基準及び種畜証明書番号が変わります。

等級判定基準の改正について

	特 級	1 級	2 級
血統	国内の血統証明書がある		
能力	2級以上に該当する種畜を3頭以上生産	2級以上に該当する種畜を1頭以上生産	左記以外
体型	ブルトン種 ペルシュロン種 日本輓系種 半血種（輓系） その他の品種	体高150cm以上 体高152cm以上 体高150cm以上 体高150cm以上 要件なし	左記以外

※国内の血統証明書がないものは級外

種畜証明書番号の変更について

種畜検査の番号が、「2」で始まる11桁の番号になります。

<u>2</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
馬のコード	初回の		都道府県		初回検査時の		初回検査時の			
	検査年		コード		班番号		個体コード			
	(西暦の下2桁)		(2桁)		(2桁)		(4桁)			

※ 初回検査時の番号が、翌年以降も毎年引き継がれます。

連絡先：
農林水産省畜産部畜産振興課 03-3593-7233
担当：飯野・荒川・池ヶ谷